

信書とは

「信書」とは、「**特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書**」と郵便法及び信書便法に規定されています。

- 「**特定の受取人**」とは、差出人がその意思の表示又は事実の通知を受ける者として特に定めた者のことです。
- 「**意思を表示し、又は事実を通知する**」とは、差出人の考えや思いを表し、又は現実に起こりもしくは存在する事柄等の事実を伝えることです。
- 「**文書**」とは、文字、記号、符号等人の知覚によって認識できる情報が記載された紙その他の有体物のことです（電磁的記録物を送付しても信書の送達には該当しません。）。

【具体例】 ※◇印は個々の相談において判断された事例

信書に該当する文書

- 書状
【類例】手紙、はがき
- 請求書の類
【類例】納品書、領収書、見積書、願書、申込書、申請書、申告書、依頼書、契約書、照会書、回答書、承諾書
◇レセプト（診療報酬明細書等）◇推薦書 ◇注文書
◇年金に関する通知書・申告書
◇確定申告書 ◇給与支払報告書
- 会議招集通知の類
【類例】結婚式等の招待状、業務を報告する文書
- 許可書の類
【類例】免許証、認定書、表彰状
※カード形状の資格の認定書などを含みます。
- 証明書の類
【類例】印鑑証明書、納税証明書、戸籍謄本、住民票の写し
◇健康保険証 ◇登記簿謄本 ◇車検証 ◇履歴書
◇産業廃棄物管理票 ◇保険証券 ◇振込証明書
◇輸出証明書
◇健康診断結果通知書・消防設備点検表・調査報告書・検査成績票・商品の品質証明書その他の点検・調査・検査などの結果を通知する文書
- ダイレクトメール
・文書自体に受取人が記載されている文書
・商品の購入等利用関係、契約関係等特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文言が記載されている文書

信書に該当しない文書

- 書籍の類
【類例】新聞、雑誌、会報、会誌、手帳、カレンダー、ポスター
◇講習会配付資料 ◇作文 ◇研究論文 ◇卒業論文
◇裁判記録 ◇図面 ◇設計図面
- カタログ
- 小切手の類
【類例】手形、株券 ◇為替証書
- プリペイドカードの類
【類例】商品券、図書券 ◇プリントアウトした電子チケット
- 乗車券の類
【類例】航空券、定期券、入場券
- クレジットカードの類
【類例】キャッシュカード、ローンカード
- 会員カードの類
【類例】入会証、ポイントカード、マイレージカード
- ダイレクトメール
・専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのようなもの
・専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのようなもの
- その他
◇説明書の類（市販の食品・医療品・家庭用又は事業用の機器・ソフトウェアなどの取扱説明書・解説書・仕様書、定款、約款、目論見書）
◇求人票 ◇配送伝票 ◇名刺 ◇パスポート ◇振込用紙
◇出勤簿 ◇ナンバープレート

詳しくは総務省郵政行政部ホームページ「信書のガイドライン」https://www.soumu.go.jp/yusei/shinsho_guide.htmlをご覧ください。
なお、「知っておきたい信書のルール～動画で解説する信書の定義～」も総務省郵政行政部ホームページ「信書便事業のページ」https://www.soumu.go.jp/yusei/shinsho_top.html からご覧になれます。

特定信書便事業者とは

日本郵便株式会社以外の者が他人の信書の送達を業とすることを禁じている郵便法の例外として、次の3つのいずれかに該当する信書便物（信書と同封される信書以外の物を含む。）の送達サービスのみを提供することについて、総務大臣の許可を受けた者を「特定信書便事業者」といいます。

大型信書便サービス	3時間以内送達	高付加価値サービス
<p>長さ・幅・厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの</p> <p>A+B+C=73cmを超える信書便物 又は 重量4kgを超える信書便物</p> <p>例：本庁・支庁間の巡回便・定期便</p>	<p>信書便物が差し出された時から、3時間以内に当該信書便物を送達するもの</p> <p>3時間以内送達</p> <p>差出人 受取人</p> <p>例：バイク便等の急送便</p>	<p>信書便物を送達する料金の額が、800円(国内)を超えるもの</p> <p>1通800円を超える料金</p> <p>例：配達記録、電報類似サービス</p>

送る前に守ってね、
大切な手紙のルール。



桑島海空

手紙やはがきなどの信書は、原則として、**日本郵便株式会社及び信書便事業者**だけが取り扱うことができると定められています。

※宅配事業者の宅配便やメール便、郵便局のゆうパックやゆうメールでは、原則として、信書の送付はできません。

信書全般に関するお問い合わせ

☎ 03-5253-5975

信書便事業への参入・利用に関するお問い合わせ

☎ 03-5253-5974

E-mail
shinsyo_soudan@soumu.go.jp

信書とは

手紙・はがきなど、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」のことです。
詳しくは、総務省情報流通行政局郵政行政部までお問い合わせください。





信書の送達に関する Q & A

Q1 個人情報が含まれる文書はすべて信書にあたりますか？

A 信書に該当するか否かは、個人情報を含むか否かによってではなく、その文書の内容が、特定の受取人に対して、差出人の意思を表示したり、事実を通知するものであるか否かによって判断されます。



Q3 法人あての文書は信書にあたりますか？

A 受取人は個人か法人かを問いません。差出人がその意思の表示又は事実の通知を受けるものとして特に定めてあれば、「〇〇会社御中」と記載された場合、「〇〇会社」に対しての意思の表示又は事実の通知となるため、信書に該当します。



Q5 他社と結んだ契約書を、保管のために支店から本社に送付することは、信書の送達に該当しますか？

A 保管のために他の部署に送ることは、組織の中での物理的な移動に過ぎないと解されるので、このような場合は信書の送達には該当しません。ただし、契約を締結したという事実を通知するために当該契約書を送付することが明らかな場合（「支店でのこのような契約を締結したので報告します」という文書が添付されている場合等）は、信書の送達に該当します。

Q7 金融機関などが発行している約款をお客様に送る場合はどうですか？

A 約款の記載内容は特定の人に対するものではないため信書には該当しません。このため、金融機関が口座を開いたお客様に対して、例えばキャッシュカード（信書には該当しません）に約款を同封して送る場合は郵便・信書便以外のサービスを利用しても問題ありません。

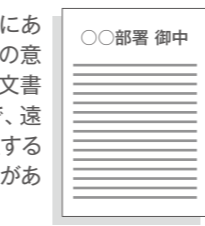
Q2 封筒に「親展」とあったらすべて「信書」にあたりますか？

A 封筒に「親展」と記載があっても、必ずしも信書に該当するとは限りません。信書に該当するか否かは、その封筒に収められた文書の内容が、特定の受取人に対して意思を表示したり、事実を通知するものであるか否かによって判断されます。



Q4 会社内での他部署あての文書も信書にあたりますか？

A 会社内のある部署から別の部署にあてた場合でも、差し出す部署からの意思を表示し、又は事実を通知する文書であれば、信書に該当しますので、遠隔地に所在する別の部署への送付を外注する場合は、郵便又は信書便を利用する必要があります。



Q6 生命保険の勧誘のためのパンフレットに、勧誘相手（顧客）に関する独自の保険プランを作成して提案するような内容を盛り込んでいる場合、信書に該当しますか？

A 個別のプランを提案しているようなものは、特定の受取人に対して差出人の意思を表示する文書なので、信書に該当します。これを封書等で顧客に送る場合は郵便又は信書便をご利用ください。

Q8 市販されている製品の取扱説明書は信書に該当しますか？

A 市販されている製品の取扱説明書は、広くその製品の使用者一般に対し、その製品の使用方法や使用上の注意などの意思を表示し、又は事実を知らせるものであり、特定の受取人に対するものではないため、信書には該当しません。

【類例】市販の食品・医薬品・家庭用品又は事業用の機器・ソフトウェアなどの取扱説明書、約款、目録見書

Q9 各種試験の合否や得点・偏差値等を記載した文書は信書に該当しますか？

A 各種試験の合否や得点・偏差値等を記載した文書を、その内容を通知するために送付する場合には、差出人から特定の受取人に対して意思を表示したり、事実を通知する文書であるため、信書に該当します。

Q11 車検証は信書に該当しますか？

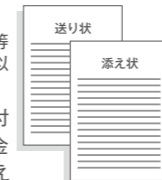
A 車検証は、陸運局等が自動車の所有者に対して、登録された自動車が保安基準に適合していること及び記載された所有者が所有権を有しているという事実を通知したり、意思を表示する文書であり、信書に該当します。一方、自動車の所有者が受領した後においては、その車検証による事実の通知や意思の表示が既になされた後であるため、その原本もコピーも、信書には該当しません。

【類例】血統書、合格証書、産業廃棄物管理票、点検表・調査報告書・検査成績票・品質証明書その他の点検・調査・検査などの結果を通知する文書

Q13 どのような文書が添え状・送り状にあたりますか？

A 貨物の送付と密接に関連し、その貨物を送付するために従って添付される無封の添え状（※）・送り状は信書に該当しますが、貨物に添えて送付することができません（郵便法第4条第3項）。

※添え状とは：送付される貨物の目録や性質、使用方法等を説明する文書および当該貨物の送付と密接に関連した以下に掲げる簡単な通信文が該当します。
●貨物の処理に関する簡単な通信文 ●貨物の送付目的を示す簡単な通信文 ●貨物の授与または代金に関する簡単な通信文 ●貨物の送付に関して添えられる挨拶のための簡単な通信文 ●その他貨物に従って添えられる簡単な通信文であって、上記に掲げる事項に類する簡単な通信文



Q15 添え状・送り状の「無封」とは、どういう状態のことですか？

A 「無封」とは、(1) 封筒等に納めていない状態、(2) 封筒等に納めて納入口を閉じていない状態のことをいいます。また、封筒等に納めて納入口を閉じている場合であっても、(3) 当該封筒等が透明であり容易に内容物を透視することができる状態、(4) 当該封筒等の納入口付近に「開閉自由」等の表示（※）をするなど運送業者等が内容物の確認のために任意に開閉しても差し支えないものであることが一見して判別できるようにしてある状態も「無封」に含まれます。

※表示の例
●「開閉自由」 ●「添え状・送り状につき開封可」
●「添え状*本状は、郵便法により（内容を確認するため）開封する場合がございますので、予めご了承ください。」（百貨店等のお客様が持ちになった封をした添え状を贈答品に添付して送付する場合の表示例）



Q10 履歴書は信書に該当しますか？

A 履歴書は、一般的に、応募する会社等に対し自らの経歴や資格等の情報を通知する文書であり、応募者から会社等に送付する場合は、特定の受取人に事実を通知する文書となるため、信書に該当します。

また、会社等による選考後、当該履歴書を応募者に返送する場合は、応募者への合否の通知という信書を送付する際に同封することが一般的であるため、郵便又は信書便で送付する必要があります。

なお、会社等から応募者に履歴書を単体で返送する場合は、会社等から応募者に対して意思を表示したり事実を通知する文書ではないため、信書には該当しません。

Q12 自己の証明書のコピーを家族に送ることは信書の送達になりますか？

A 証明書や許可書は、発行元からその証明や許可を受ける者へ送付する場合は信書に該当しますが、その証明書等を受領した者が、他所に原本やコピーを送付する場合は、信書に該当しません。



Q14 ある人に誕生日プレゼント（貨物）を送るにあたって、その中にメッセージ文を同封したいのですが、このような方法は、郵便法違反にあたりませんか？

A そのプレゼントの送付に密接に関連し、貨物に従って添えられる簡単な通信文（「添え状」「送り状」の範囲）でしたら、問題ありません。プレゼントを送るきっかけとなったお祝いの言葉や一般的な挨拶の文言などは許容範囲と言えます。

Q16 結婚式や葬儀の会場に、インターネットやファックス等により祝辞や弔辞等のメッセージを送った場合、このメッセージ（プリントアウトしたもの）を当該会場内で名宛人に手渡し行為は、他人の信書の送達にあたりますか。また、その文書を後で名宛人の自宅へ送付することについてはどうですか？

A 会場に届けられたメッセージが紙などの文書になると信書になりますが、それをその場で、他人が名宛人に手渡ししたとしても、信書を送達したとまでは言えません。

しかし、その文書を自宅へ送付する場合は、他人の信書を送達することに該当しますので、郵便又は信書便をご利用ください。